

# 全社協

## Action Report

第312号

2026（令和8）年5月1日

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**  
Japan National Council of Social Welfare  
(全社協 ぜんしゃきょう)

総務部広報室 [z-koho@shakyo.or.jp](mailto:z-koho@shakyo.or.jp)

TEL03-3581-7820 FAX03-3581-7854

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル



### 特集

- 子どもの生きる力の基礎を育む「食」  
～ 保育所等における食を守るには

### 事業ピックアップ

- 「こいのぼり掲揚式」開催  
～ こどもまんなか児童福祉週間（5月5日より）
- 来年の制度創設 110 周年に向けて取り組みを発信  
～ 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間（5月12日より）
- 民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、社会福祉協議会による全国キャンペーン  
（令和8年5月 孤独・孤立対策強化月間）
- 共に前を向いて進むための羅針盤  
～ 全国経営協「社会福祉法人 アクションプラン 2030」策定
- 社協活動・事業のさらなる充実と全国ネットワークの発展に向けて  
～ 「社会福祉協議会基本要項 2025」の解説書を刊行

### 全社協 5 月日程

#### 社会保障・福祉政策情報

#### 全社協の月刊誌・新刊書籍

- 「生活と福祉」4月号
- 改訂3版 概説 社会福祉協議会
- 保育の質を高める労務管理の基本

# 特集

## ● 子どもの生きる力の基礎を育む「食」

### ～ 保育所等における食を守るには

4月1日、こども家庭庁から事務連絡「公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の全国展開について」が発出されました。これにより2027年4月1日から、全国の公立保育所および公立幼保連携型認定こども園(以下、公立保育所等)において、3歳未満児に対する給食を外部搬入とすることも可能となります。

5月5日からの「児童福祉週間」を前に、本特集では子どもの健やかな成長・発達を保障するための「食」と今後の課題を考えます。

#### 保育所等における「食」とは

自園調理を行う保育所等では、保育士・保育教諭と給食担当者が日常的に連携し、子どもの様子を直接観察しながら「食」の対応を行っています。アレルギーのある子どもや障害のある子どもも含め、一人ひとりの「その日・その時」の体調や生活状況、乳児期はとくに個人差の大きい発達段階に応じたきめ細かな配慮が可能となっています。

また、子どもが身近な場で調理の様子に触れられることをはじめ、食材の生産から食事に至るまで、多様な大人に見守られながら、さまざまな体験を通じて食への興味・関心を育むことができます。

さらに、給食担当者が園にいて、離乳期はとくに悩むことが多い子どもの食について、保護者に寄り添って支援することができます。

このように、保育所等で行われている毎日の保育のすべてが食育の営みにつながるものとなっています。

食事は、子どもの「生きる力の基礎を育み」、「信頼関係の基礎をつくり」、さらに「生涯を通じて影響を与える」重要な営みです。こうした観点から、保育所等では乳幼児期の食事を、心身の発育・発達や豊かな人間性の形成に不可欠なものにとらえ、保育の一環として、さまざまな取り組みを行っています。

[全国保育士会「子どもの育ちを支える食～保育所等における『食育』の言語化\(2020年3月\)」](#)

[| パンフレット・報告書・チラシ](#)

#### 外部搬入方式

保育所における食事提供は自園調理が原則とされていますが、満3歳以上児については、構造改革特別区域法に基づく特例措置により2010(平成22)年から、一定の条件を満たす場合は、公私立問わず全国の保育所等で、給食の外部搬入が可能となっています。

3歳未満児については、現状は特区(注)における公立保育所等に限って外部搬入が認められています。しかし、3月31日の閣議決定により、翌2027年4月以降は全国の公立保育所等における外部搬入を可能とする方針がとられました。

(注)特区制度…全国一律の規制や制度が、特定の区域における企業や地域の実情に合わない場合に、経済や地域の活性化に向けて規制・制度改革を行う制度

なお、4月1日発出の前記事務連絡では、今回の方針検討にあたり、こども家庭庁が調査した一部の施設において「離乳食の提供、食物アレルギー疾患を有することも・体調不良児・障害児への個別の対応、食育への対応について、課題が生じている」ことも明らかになったことから、当該特例措置の認定を受けた地方公共団体に対し、外部搬入の実施にあたっての要件等をあらためて確認し遵守することを求めています。

### 全国保育協議会、全国保育士会の取り組み

全国保育協議会および全国保育士会では、これまで一貫して乳幼児期における食、食育の重要性を発信するとともに、その実践を促進してきました。

3歳未満児における給食の外部搬入の全国展開については、一人ひとりの発達過程に応じた食事提供が困難になることや、アレルギーや障害のある子どもに対し重大な影響が及ぶことが懸念されます。このことから両会は、2019(令和元)年度にあらためて食育の「言語化」を行うとともに、今般の方針検討に際しては政府の分科会で意見表明する等、かねてより反対の姿勢を示してきました。

今般の事務連絡(4月1日)を受け、4月8日、全国保育協議会 奥村 尚三 会長と全国保育士会 北野 久美 会長は、自由民主党 全国保育関係議員連盟の各議員およびこども家庭庁 成育局保育政策課に要望書を手交、意見交換を行いました。

要望では、自園調理だからこそできていること、外部搬入にするとどのようなことが懸念されるのか等を説明するとともに、食による子どもの健やかな成長を保障するために、給食の外部搬入方式の全国展開にあたって次のような要件を厳格に定めるよう求めています。

1. 一人ひとりの子どもの発達過程やその日の状況に応じた食事提供の保障
2. アレルギーのある子や、体調不良児、障害のある子どもなど一人ひとりのその日の体調や生活状況等に応じた柔軟な対応
3. 食事の搬入事情に左右されない、子どもの生活リズムにあわせた柔軟な対応
4. 災害時にも食事提供が維持できる体制の構築
5. 保護者や地域の子育て家庭に対する子育て支援活動の保障
6. 食を通じた体験や地域とのつながりの維持
7. 安心・安全な食の提供のための責任体制、リスクマネジメントの明確化
8. 食育推進法や保育所保育指針等における食育との整合、保育所等の現場からの十分な意見聴取

[「公立保育所・公立幼保連携型認定こども園における3歳未満児への給食外部搬入の全国展開に関する要望書」\(PDF\)](#)

議員からも、「外部搬入の決定が唐突なこともあり、保育現場でのアレルギー対応等の個別的配慮が必要なことが多いなかで適切かどうかも含めて、こども家庭庁とも連携しながら状況を精査していく」との声が寄せられました。

こども家庭庁 成育局保育政策課からは、外部搬入について、それぞれの自治体や地域の状況に応じつつ、子どもにしっかりと食事提供ができるような要件を定めていきたいとの回答がありました。また、今後、全国の外部搬入等の状況について調査研究を行い、その結果等を踏まえて要件を検討していくとの説明が行われました。



田村 憲久 議員連盟会長(左写真中央)、栗原 正明 保育政策課長(右写真左)、に要望書を手交

さらに、奥村会長は自民党「こども・若者」輝く未来創造本部(4月10日)のヒアリングにおいても訴えました。議員からは「アレルギーのことや調理中の香りも含めた食育、宗教食への対応等、保育現場で配慮が必要なことが多数あるなかで本当に適切なのか」との懸念が示され、こども家庭庁から、令和9年度から全国展開となるため1年かけてしっかりと検討していきたい旨が回答されました。

全国保育協議会と全国保育士会は引き続き協働して、今後の動向に注視しながら、子どもの健やかな成長を支える「食」を保障するために、状況に応じた活動を展開することとしています。

【児童福祉部 TEL.03-3581-6503】

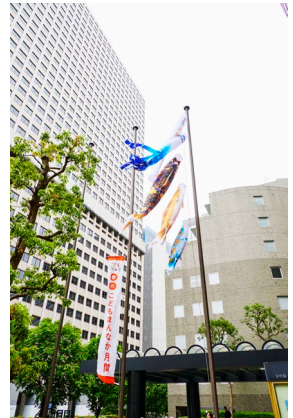
# 事業ピックアップ

## ● 「こいのぼり掲揚式」 開催

### ～ こどもまんなか児童福祉週間（5月5日より）

「こどもまんなか児童福祉週間」の開始に先立ち、4月20日に全社協霞が関ビル前広場にて「こいのぼり掲揚式」を実施しました。

こいのぼり掲揚式は、こども家庭庁および全社協、(公財)児童育成協会の三団体が主唱している「こどもまんなか 児童福祉週間」(5月5日から11日)の中央行事です。



ミニこいのぼりのプレゼントの様子

当日は天候にもめぐまれ、子どもたちと参加者が力をあわせてこいのぼりを掲揚し、青空のなかを元気に泳ぐこいのぼりの姿が見られました。

認定こども園の子どもたちには、日本鯉のぼり協会からミニこいのぼりがプレゼントされた後、子どもたちによる「こいのぼり」と「あおいそらにえをかこう」の歌唱が披露され、元気な歌声が広場いっぱいに響き渡りました。

掲揚式には、標語最優秀作品受賞者の山下 旭陽(やました あさひ)さん、新宿区内の認定こども園2か所の子どもたち、渡辺 由美子 こども家庭庁 長官、出羽ノ龍関(出羽海部屋)、さかなクンのほか、全国保育協議会 奥村 尚三 会長、全国保育士会 北野 久美 会長、全社協 古都 賢一 副会長、そして3月に来日した第40期のアジア社会福祉従事者研修事業の研修生6名が参加しました。



こいのぼりを掲げる様子

#### 【こどもまんなか児童福祉週間】

国民に児童福祉の理念や制度の周知を図るとともに、児童福祉に対する理解と認識を深めることができるよう、行政をはじめ報道機関、関係機関・団体や民間企業等の協力のもとで、子どもや家庭を取り巻く諸課題に即した取り組みの促進をねらいとして、1947(昭和22)年から毎年、全国的に実施されてきました。

全社協では、こいのぼり掲揚式のほか、当年度の児童福祉週間で使用する標語を募集、その最優秀作品をポスターとして制作し、週間の普及・啓発に取り組んでいます。

標語、ポスターや、上記掲揚式の様子を全社協ホームページにて紹介しています。

[令和8年度「こどもまんなか 児童福祉週間」のお知らせ](#)

## ● 来年の制度創設 110 周年に向けて取り組みを発信

### ～「民生委員・児童委員の日」活動強化週間（5月12日より）

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間（5月12日から18日）

全国民生委員児童委員連合会（得能 金市 会長／以下、全民児連）では、民生委員制度の源流である岡山県の「済世顧問制度」の設置規程が1917（大正6）年に交付された日にちなみ、5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定めています。そして、



市内の中学生への「一日民生委員」の委嘱（岩手県花巻市）

毎年5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、この時期に、全国の民生委員・児童委員（以下、民生委員）が、組織的なPR活動を一斉に展開しています。

期間中は、住民や関係機関・団体に民生委員の存在や活動を知ってもらうため、チラシやPRグッズの配布、ポスター等の掲示、一斉のあいさつ運動や「一日民生委員」活動など、地域に根差した多様な取り組みが全国で行われています。

また、同じく5月に設定されている「孤独・孤立対策強化月間」や、「こどもまんなか児童福祉週間」と連動した活動も呼びかけており、本年も多様な取り組みが予定されています。

#### 取り組み例

「孤独・孤立対策強化月間」と連動した取り組み

- ・ 一人暮らし高齢者等を対象に戸別訪問のうえ、福祉調査を実施

「こどもまんなか児童福祉週間」と連動した取り組み

- ・ 市町村が主催する祭りに、児童委員・主任児童委員の活動紹介コーナーを設置

### 民生委員制度と活動に期待される役割

民生委員は約22万人が全国にあまねく配置され、地域の福祉課題について、いち早く気づき、見守り、関係機関等につなぐ、「地域の身近な相談相手」です。「地域共生社会」の実現に向け、地域に寄り添う民生委員の役割は一層重要となっています。

### 民生委員制度創設 110 周年に向けて

一方で、民生委員のなりて不足が課題となっています。昨（2025）年12月の一斉改選では約2万人の欠員が生じました。

そのため、全民児連では、来（2027）年の民生委員制度創設110周年に向け、これからの時代における活動のあり方等を検討するとともに、活動の役割や意義、「やりがい」の発信などの記念事業を展開する予定です。

【民生部 TEL.03-3581-6747】

## ● 民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、社会福祉協議会 による全国キャンペーン（令和8年5月 孤独・孤立対策強化月間）

### 孤独・孤立対策強化月間

昨今、孤独・孤立の問題が広がるなか、社会全体で解決に向けた取り組みが求められています。国においては、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを中心に、孤独・孤立についての理解・意識を社会全体で高め、対策を進める機運を醸成するため、毎年5月を強化月間として集中的な取り組みが呼びかけられています。

[「内閣府孤独・孤立対策推進室」](#)

### 四者による全国キャンペーン

本会では、昨年度に引き続き、孤独・孤立対策の推進や広報、関係団体同士の連携を強化するために、民生委員・児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、社協の四者で全国キャンペーンを実施します。

具体的な取り組みとしては、「孤独・孤立対策」に関するロゴマーク、ポスター、キャラクターの各団体の会報誌等での活用や、ホームページ、SNS等を通じた情報発信による孤独・孤立の問題の広報・啓発のほか、対策強化月間に合わせて相談窓口の開設や、見守り訪問活動、ふれあい・いきいきサロン、子ども食堂、防災マップの点検等の実施が考えられます。

実際に、各地の団体ではさまざまな取り組みが予定されています。

#### 取り組み予定例

川俣町社会福祉協議会(福島県)

町内すべての民生・児童委員が一人暮らし高齢者をはじめとする要援護者宅を訪問し、安否確認を行うとともに身近な相談者たる民生委員の活動の周知を図る活動を実施

上記をはじめ、本年度に予定されている活動は、次のホームページから閲覧できます。

全国キャンペーンを通じて、各地域での取り組みを進め、孤独・孤立についての理解・意識や気運を社会全体で高めていくことが期待されます。

[「地域でつながる」\(令和8年度 孤独・孤立対策強化月間\)](#)

【地域福祉部 TEL.03-3581-4655】

## ● 共に前を向いて進むための羅針盤

### ～ 全国経営協「社会福祉法人 アクションプラン 2030」策定

全国社会福祉法人経営者協議会(磯 彰格 会長／以下、全国経営協)はこのたび、新たな中期行動計画「社会福祉法人 アクションプラン 2030」を策定しました。

「アクションプラン」は、社会福祉法人がどのような使命を持ち、どの方向へ進むべきかを示す行動方針であり、各法人において、今から取り組むべき課題の設定や中長期計画の策定に活用されています。

#### 社会変化を踏まえた「未来志向の羅針盤」へ

今回のアクションプランは、法人内部の行動計画にとどまらず、社会全体の変化を見据えた「未来への羅針盤」として位置付けています。

前回の「アクションプラン 2025」策定時、わが国はコロナ禍にありました。その後も、物価高騰や相次ぐ災害など、激動の5年間が続きました。今後は、生産年齢人口の激減に伴う「2040年問題」など、構造的な社会課題の深刻化が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、経営の目的を「地域福祉の維持・向上」から、地域の多様なステークホルダーにとっての「幸福の最大化」へと広げました。これにより、法人経営者には、福祉を通じて地域づくりを進める変革者として、行政や他分野と連携しながら取り組む姿勢が求められています。

#### 「10の経営原則」の進化:「創造性」と「包摂性」

本プランでは、10の「経営の原則」を定めています。現状維持ではなく、未来を見据えた経営への転換を重視し、以下の2つの原則を追加しました。

**「創造性」** 従来の「開拓性」、「機動性」を統合し、制度の狭間にあるニーズに対し、柔軟な発想や先端技術も活用しながら、関係者と連携して先駆的に対応していく姿勢を示しています。

**「包摂性」** すべての人が排除されることなく地域の一員として認められ、誰もが居場所を持つ社会の実現をめざすものです。

今回のアクションプランは、社会福祉法人の役割を福祉分野にとどめず、地域社会全体へと広げるとともに、「支えあい」の価値を社会に問いかけるものです。

[全国社会福祉法人経営者協議会「アクションプラン」](#)

【法人振興部 TEL.03-3581-7819】

## ● 社協活動・事業のさらなる充実と全国ネットワークの発展に向けて ～「社会福祉協議会基本要項 2025」の解説書を刊行

解説書「社会福祉協議会基本要項 2025 とこれからの社会福祉協議会活動・事業の展開」を刊行

全社協 地域福祉推進委員会は、今般、「社会福祉協議会基本要項 2025」(2025年3月策定/以下、基本要項 2025)の解説書を刊行しました。

各社協はそれぞれの地域の実情に応じた活動・事業を実施しており、組織体制も多様です。そのなかで、基本要項は、社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針です。

各社協の活動・事業、組織のさらなる充実に向けては、基本要項 2025 をもとに、各社協において役職員が話し合っ各社協がめざすビジョンや役割を明らかにすること、そして住民や地域の関係者と協議しながら活動・事業の充実や組織強化を計画的に進めることが重要となります。

こうした考えのもと、本解説書は、すべての社協役職員が各社協において話し合う際の共通基盤をつくることを目的に作成しました。社協をより深く理解するための知識として、基本要項 2025 の基本的な考え方や内容のほか、社協の成り立ちやあゆみ、地域福祉の推進に果たしてきた役割等を解説しています。

また、1年半にわたり検討してきた「社会福祉協議会基本要項検討委員会」検討委員および参加者10名からのメッセージとして、基本要項 2025 策定に込めた想いや今後の社協や役職員への願い、期待等を掲載しています。

各社協の活動・事業のさらなる展開と社協の全国ネットワークの発展に向けて、本冊子の活用が期待されます。



### 【目次】

第Ⅰ章 社会福祉協議会基本要項 2025(解説)

第Ⅱ章 社会福祉協議会のあゆみと基本要項

第Ⅲ章 検討委員からのメッセージ

<資料編>

社会福祉協議会の歴史

社会福祉協議会関係の主な指針・規定等一覧

体裁:A5判 68ページ

価格:500円(税込・送料別)

### 【お問合せ・ご注文】

全国社会福祉協議会 地域福祉部

TEL:03-3581-4655 FAX:03-3581-7858

E-mail: z-chiiki@shakyo.or.jp

[地域福祉・ボランティア情報ネットワーク「地域福祉部販売書籍 頒布資料一覧」](#)

【地域福祉部 TEL.03-3581-4655】

## 全社協 5月日程

開催日	会議名	会場	担当部
4月17日～ 5月12日	全国社会福祉法人経営者協議会 令和8年度ブロック会議	全国各ブロック	法人振興部
12日～14日	社会的養護関係施設第三者評価事業 令和8年度「評価調査者」養成研修会	会議室	政策企画部
21日、22日	令和8年度 都道府県・指定都市社会福祉協議会 部・課・所長会議（地域福祉、生活福祉資金、 ボランティア・市民活動センター担当）	灘尾ホール	地域福祉部
22日	令和8年度 都道府県・指定都市社会福祉協議会 福祉教育担当者連絡会議	オンライン併用	地域福祉部
28日、29日	全国救護施設協議会 令和8年度 救護施設経営者・施設長会議	灘尾ホール	高年・障害福祉部
29日	全社協 正副会長会議	会議室	総務部

### 【種別協議会等 総会日程】

種別協議会等	開催日	担当部
全国乳児福祉協議会	5月19日	児童福祉部
全国身体障害者施設協議会	5月19日	高年・障害福祉部
全国社会就労センター協議会	5月20日	高年・障害福祉部
高齢者保健福祉団体連絡協議会	5月21日	高年・障害福祉部
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会	5月25日	高年・障害福祉部
全国児童養護施設協議会	5月25日	児童福祉部
全国福祉医療施設協議会	5月25日	法人振興部
全国ホームヘルパー協議会	5月26日	地域福祉部
全国保育士会	5月26日	児童福祉部
全国保育協議会	5月27日	児童福祉部
日本福祉施設士会	5月27日	法人振興部
全国救護施設協議会	5月28日	高年・障害福祉部
地域福祉推進委員会	5月29日	地域福祉部

## 社会保障・福祉政策情報 (3月19日から4月23日)

詳細につきましては、全社協・政策委員会  
サイト内「[社会保障・福祉政策の動向と対応](#)」  
をご覧ください。

### ■【厚労省】[「災害時の保健・医療・福祉分野の連携強化検討会」報告書](#)【3月19日】

これまでの災害対応における制度運用の障壁を踏まえ、被災都道府県を後方支援する「厚生労働省保健医療福祉調整本部支援チーム」創設や都道府県における体制整備・強化への支援、災害時情報共有システムの改善等の具体策をとりまとめ。「福祉的支援体制の強化」については、平時からの体制整備に係る法制化や、災害時支援記録の標準化、DWATとそれ以外の福祉専門職の連携強化の必要性が指摘された。

報告内容は、改正社会福祉法案(4月3日閣議決定)に反映されるとともに、3月31日付の各通知をはじめ、関連通知が発出されている。

### ■【総務省】[「困難を抱える妊産婦の支援に関する調査\(結果に基づく通知\)」](#)【3月27日】

自治体等における支援実態や関係機関との連携状況に関する調査結果を踏まえ、NPO 法人など相談支援機関との連携について、市町村が相談支援機関からの情報提供を受けた後の迅速な実情把握、支援内容の検討、国、都道府県による相談支援機関に関する周知・理解促進、等を要請。

### ■【内閣官房】[「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」決定](#)【4月10日】

2028年度までの3年間で集中的に取り組むこととして、「就労・処遇改善に向けた支援」、「社会参加に向けた段階的支援」に「高齢期を見据えた支援」を加えた3本柱が掲げられた。社会参加支援では中間的就労の機会創出に取り組む自治体への支援等を進めるとされている。

### ■【こども家庭庁】[「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会 報告書](#)

【4月10日】

子ども施策の進展やケアニーズの高い子どもをはじめとする入所児の多様化を背景に、障害児入所施設の役割、今後のあり方等について改革の方向性を整理。社会的養護施策と同様の充実を図るとし、福祉型、医療型に共通する方向性として、多様な体験や社会参加の保障や、家族同士が支えあうピア活動の推進、新たな施設類型「こどもホーム(仮称)」創設等を提起。

### ■【厚労省】[「社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方に関する検討会\(第1回\)」](#)【4月23日】

約8割の社会福祉法人が加入し、約88万人の職員が対象となっている同制度について、公費助成が段階的に廃止されるなか、今後もの安定的な運営に向け、給付水準・体系を含む財政運営や制度利用促進の視点から検討を行うこととされている。



詳細については、[出版部ホームページ](#)をご覧ください。

## 全社協の出版情報

出版部で発行している月刊誌最新号の特集をご案内します。

### <月刊誌>

#### ●『生活と福祉』4月号

特集Ⅰ：令和7年度「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議」から

令和7年度「厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議」(本年3月)から、総務課、自殺対策推進室、保護課、保護事業室、指導監査室、地域福祉課、生活困窮者自立支援室・地域共生社会推進室ならびに、成年後見制度利用促進室、女性支援室の説明の要旨を掲載します。

特集Ⅱ：座談会「福祉事務所と救護施設等の連携について」

令和7年度「救護施設等個別支援計画等研修会」は、昨年12月16日、17日に参加型で開催されるとともに、その後、視聴するプログラムとして、厚生労働省、福祉事務所、救護施設の3者による座談会も行われました。

本特集では、座談会の内容から、救護施設の個別支援計画に基づく支援や、協働した自立支援の取り組みについて紹介します。



↑ 画像をクリックすると  
試し読みできます。

(2026年4月20日発売 定価550円—税込—)

## <新刊書籍>

### 「改訂3版 概説 社会福祉協議会」

#### ～社会福祉協議会のこれからを考える～

今回の改訂では、社協の事業運営・組織運営について、「社会福祉協議会基本要項 2025」の考え方、到達点になぞらえながら詳しく解説しています。「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進する社協関係者の基本図書となる一冊です。



#### 【目次】

- 第1章 社会福祉協議会の基本理解
- 第2章 市区町村社会福祉協議会の事業
- 第3章 社会福祉協議会活動の方法と考え方
- 第4章 市区町村社会福祉協議会の経営
- 第5章 社会福祉協議会と行政
- 第6章 都道府県・指定都市社会福祉協議会の事業と経営
- 資料編

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 監修

(2026年3月30日刊行 B5判・226ページ 定価2,750円—税込—)

[福祉の本出版目録「改訂3版 概説 社会福祉協議会」](#)

### 「保育の質を高める労務管理の基本」 ～「子ども」も「先生」も守りたい～

月刊誌『保育の友』の好評連載「のびのび、いきいき、私の園」から生まれた本です。

特定社会保険労務士として多くの園に携わり、自らも園を運営する著者が、保育の現場が抱える悩みに寄り添い、労務管理について基本的な項目から解説しています。働きやすい職場を作り、園を成長に導くためのポイントが満載です。

園長や主任に限らず、保育に関わるすべての人に読んでいただきたい一冊です。



#### 【目次】

- 第1章 労務管理の基本とルール作り
- 第2章 労働時間とシフト管理
- 第3章 採用・評価・キャリア形成
- 第4章 職場環境とトラブル対応
- 第5章 管理者のための組織マネジメント

菊地 加奈子 著 (2026年4月28日刊行 A5判・164ページ 定価2,420円—税込—)

[福祉の本出版目録「保育の質を高める労務管理の基本」](#)

【出版部 TEL.03-3581-9511】

<レポート送付先>

本レポートは、報道関係者、都道府県・指定都市社協、種別協議会等協議員、政策委員会委員、本会理事・評議員の方がたにお送りしています。